様式第十（第五条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第２項において
読み替えて適用する同法第12条第５項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

建築主　　殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関　　印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第２項において読み替えて適用する同法第12条第５項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者はとなります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１．提出年月日　　年　　月　　日
２．建築場所

（理由）

（備考）

様式第十（第五条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第２項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第５項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

建築主　　殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関　　印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第２項の規定により読み替えて適用される同法第12条第５項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者はとなります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１．提出年月日　　年　　月　　日
２．建築場所

（理由）

（備考）